

**「鳥取県ワクワク商品開発支援事業」運營業務委託プロポーザル
質問への回答（平成26年5月14日受付分）**

【提出者に関して】

設立から間もない企業においても審査において不利は無し、という認識でよいか？
また、鳥取県内に拠点を有しない企業でも問題ない、という認識でよいか？

⇒「設立から間もない」ことをもって審査で不利になることはありません。なお、審査基準については、プロポーザル実施要領の別添2にお示ししているとおります。

また、鳥取県内に拠点を有する者に限定した公募ではありません。

【事業実績に関して】

類似業務に関しては、類似業務の発注者の名称も明示する必要があるか？

⇒名称を記載するのを原則としますが、類似業務の発注者との契約上の理由などで制約がある場合は、差し支えない範囲でご記入ください。

【参加表明書類に関して】

押印は必要か？押印が必要な場合、16日までにスキャンにて電子メールにて送付し、別途原本を郵送する形式でも問題ないか？

⇒参加表明書には、押印不要です。ご提出は、プロポーザル実施要領の4（1）によりお願いします。

【契約保証金に関して】

詳細を確認したい。こちら側にて、契約金額の100分の1以上の金額をいつのタイミングにてどのくらいの金額を納付する必要があるか？

また、納付に代えることのできる担保および免除の方法について教えてほしい。

⇒契約保証金は、鳥取県会計規則第112条第1項により「契約金額の100分の10以上の額とし、その納付の時期は、契約を締結するとき」と定められています。

また、契約保証金に代わる担保については、同規則第113条第1項により「国債、地方債、政府の保証のある債券、銀行が振り出し又は支払保証をした小切手、その他知

事が確実と認めるもの」が定められています。

更に、契約保証金の免除については、同規則第112条第4項により「契約の相手方が保険会社との間で鳥取県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。」「(国、地方公共団体の入札の参加資格を有し、)国、地方公共団体と当該締結する契約と同種で同程度の規模であると認められる契約を締結し、過去2年間にこれを誠実に履行したと認められ、かつ、当該締結する契約を履行しないおそれがないと認められるとき。」「その他契約の性質上契約保証金を納付させることにより、契約の締結が不利又は困難になると認められるとき。」などが定められています。

なお、金額及び本委託業務にかかる個別の取扱いについては、契約締結にあたり決定することとなります。

【参考】鳥取県会計規則

http://www1.g-reiki.net/tottori/reiki_honbun/k500RG00000229.html

【再委託に関して】

再委託は認められているか？認められている場合費用の上限はあるか？

⇒再委託は可能です。また、費用の上限は設定しませんが、本委託業務の中核となる部分の再委託は特段の理由がない限り認められません。

【費目の詳細】

旅費、会議費、外注費、雑費、一般管理費等として計上してもよい項目に関して詳細な規定はあるか？

⇒詳細な規定はありません。本委託業務に必要な経費がわかるように区分しながら見積書を作成ください。

以上